

フィーダー補助金のイロハ

令和4年5月18日

関東運輸局交通政策部交通企画課



公共交通利用促進キャラクター
「のりたろう」



国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

注) 当資料は令和4年5月時点の要綱・要領等を反映し作成したものです。
申請にあたっては、最新の要綱・要領等を確認するようお願いします。

1. 補助要件

2. 年間スケジュール(計画認定～入金までの流れ)

3. 計画認定申請書作成のポイント

4. 交付申請に備えて準備すること

1. 補助要件

そもそも「フィーダー補助金」とは・・・？

- 正式名称は「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」(通称:フィーダー補助)
- 「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の補助メニューの1つ
- 幹線系統を補完する、赤字の支線(フィーダー)の運行経費に対する補助
- 補助対象事業者は活性化法法定協議会



補助率は・・・？

- 補助率は補助対象経費※1の1/2
- ※1 補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額
- ただし、自治体毎に設けられる補助上限額と補助対象経費の1/2を比較し、金額が低い方が最終的な補助金額となる
- 自治体毎の補助上限額については毎年(9月頃)発出される通知文※2の算定式を基に算出
- ※2 昨年度通知文(<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/content/000259360.pdf>)参照



補助対象経費算定方法 イメージ

経常費用
(事業者のキロ当たり経常費用
× 系統毎の実車走行キロ等の実績)

経常収益
(系統毎の運送収入、運送雑収
及び営業外収益の実績)

赤字(経常費用>経常収益)の系統に対する補助金です。
(系統毎に判断するため、運行事業者の事業全体の収支状況が赤字であることは要件ではありません!)



3

1. 補助要件

主な補助要件

- 地域公共交通計画に「**運行系統の位置付け・役割、確保維持改善事業の必要性、運行系統に係る事業及び事業の実施主体の概要、定量的な目標・効果及び評価手法**」の記載があること
- 一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者又は一般乗用旅客自動車運送事業者による運行
(注意)道路運送法21条許可による運行は補助要件を全て満たしていても一律補助対象外です!!
- 補助対象地域間幹線バス系統と接続※1するものであること／過疎地域等の交通不便地域を通り、地域間交通ネットワーク※2と接続するものであること(通称:接続性)
- 新たに運行を開始又は公的支援を受けるものであること(通称:新規性)※3
- 補助対象期間の末日(9月30日)において引き続き運行されるものであること
- 1回当たりの乗車人員が2人以上であること(定時定路線型の場合に限る。)
- 計画運行回数に対する実績の運行回数の運行割合が30%以上ある系統

※1「接続」とは同じ停留所を共有する他、近接、乗り継ぎを考慮されたダイヤ設定や乗り継ぎ割引の設定など、乗り継ぎ円滑化のためのいずれかの措置がとられているもの

※2「地域間交通ネットワーク」とは、地域間幹線バス系統(複数市町村にまたがる平日1日当たりの運行回数が3回以上のもの)、鉄道、航路、航空路

※3利便増進計画・運送継続計画に位置付けられた運行系統については新規性要件が緩和される(補助対象期間は各計画の認定期間に限る)

○「接続」イメージ・・・停留所等の共有



○「接続」イメージ・・・停留所等の近接



4

1. 補助要件

補助対象系統に係る補助要件を満たすほか、地域公共交通計画において、**補助系統の地域の公共交通における位置付け、補助事業の必要性等**を記載すること

地域公共交通計画へ記載する事項

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割

補助系統について、地域に存在する様々な公共交通全体の中でどのような位置付けとなるのか明示。(幹線・支線なのか、どのような役割を担っているのかなどを記載する想定)

2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性

補助対象の地域の公共交通における位置付け・役割を踏まえて、**なぜ地域公共交通確保維持事業が必要となるのかを記載(補助系統の必要性ではないので要注意!!)**

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要

補助系統を明示するとともに、それぞれの事業内容や実施主体について記載。あわせて、車両の更新などの事業の方向性を記載。

4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用にかかる国又は地方公共団体の支出の額その他定量的な目標・効果及びその評価手法

地域公共交通計画全体の定量的な目標を設定し、定量的な目標に関する評価手法等について記載(個別の補助系統の目標及び目標に関する評価手法等は別紙に記載)

※地域公共交通計画別紙に記載する事項

- ・地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
- ・定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
- ・地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組(幹線系統)
- ・その他、詳細な事項

- ・補助系統の概要及び運送予定者
- ・地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者、負担額
- ・車両の取得や貨客混載の導入等に関する事項

⇒別紙には、補助系統等に関する詳細な事項を記載し、毎年度の認定申請の際に提出。

交通計画と補助金の運動については「令和3年8月26日開催 第1回がんばる地域応援プロジェクト2021」
(<https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/content/000243814.pdf>)の資料や
「地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の運動化に関する解説パンフレット」
(<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001480550.pdf>)をご覧ください!



5

1. 補助要件

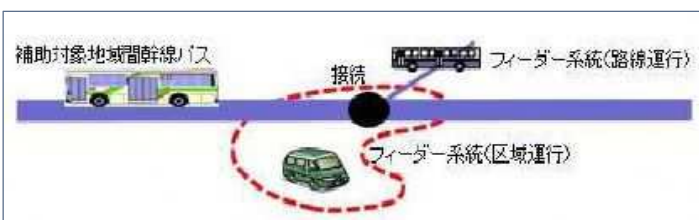
接続性要件①: 補助対象地域間幹線バス系統と接続するものであること

- ・「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」の対象となっているバス系統と接続していること
- ・補助対象外の幹線バス系統と接続するだけでは、この要件は満たさない
- ・「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」は主に県で認定申請をしているため、補助対象幹線系統があるか不明な場合は県に確認
- ・この要件を満たせない場合は、次ページ以降の要件を満たせるか確認



※政令指定都市又は特別区が専らその運行を支援するもの及びその運行区域のすべてが政令指定都市又は特別の区域内であるものを除く(補助対象期間中に政令指定都市又は特別区に指定された場合、次期補助対象年度より適用する。)

○補助対象地域間幹線バス系統への接続イメージ図



おさらいです！
「接続」とは同じ停留所を共有する他、近接、乗り継ぎを考慮されたダイヤ設定や乗り継ぎ割引の設定など、乗り継ぎ円滑化のためのいずれかの措置がとられているものです！



6

吉地公
令和 年 月 日 号

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 吉田町地域公共交通協議会
住 所 吉田町住吉87番地
代 表 者 氏 名 吉田町長 田村 典彦

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

計画

策定済みの地域公共交通計画についてワード、PDF等で提出ください。
(なお、HPで公表しているURLがあれば、添付不要)

◆昨年度も認定申請を行い、昨年度提出の計画を更新して申請する場合

- ・ 昨年度との変更点を赤字にして提出ください。
- ・ 見え消しや新旧対照表の作成は不要ですが、変更箇所を赤字とするより、作業が少ない場合はそちらの提出でも可
- ・ 赤字にした更新内容の箇所に問題がなければ、こちらで赤字→黒字にデータを直します。

◆地域公共交通計画を公表している場合、URL

<https://www.town.yoshida.shizuoka.jp/8884.htm>

(参考)よくある補正事項

- ・ 目標:昨年度提出の計画を更新して提出される場合、年度が修正されているか確認してください。
- ・ 協議会の開催状況と主な議論:当該計画について会議にて承認を得た内容を記載してください。
- ・ 協議会メンバー:運行予定者の記載がない場合、問題がないか確認を行っております。支局職員に伝達ください。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
吉田町	東海タクシー 株式会社	(1)	吉田町内及び 榛原総合病院(牧之原市)			往 km 復 km	295日	7,655回		区域運行	①	町内3カ所の停留所で補助 対象地域間幹線系統特急 静岡相良線と接続	①
	有限会社 平和タクシー	(2)	吉田町内及び 榛原総合病院(牧之原市)			往 km 復 km	304日	7,808回		区域運行	①	町内3カ所の停留所で補助 対象地域間幹線系統特急 静岡相良線と接続	①
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。

4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	吉田町
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	21,389
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
吉田町地域公共交通計画	令和4年3月24日 令和7年5月22日 改定	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）①））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

令和 7 年 5 月 22 日

(名称) 吉田町地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

吉田町においては、3路線の幹線系統に該当する路線バス、2社のタクシー事業者が町内の公共交通機関を担っており、鉄道駅は無く、路線バスが町内と周辺市の鉄道駅や空港を結ぶ主な交通手段となっており、車を運転できない世代を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

しかしながら、町内における路線バスのバス停から300m圏域の人口カバー率は約3割程度となっており、人口の多い地区の一部では路線バスが通っていないこともあり、住民に不便を強いている状況にある。

また、町内を走る路線バスのうち、藤枝相良線と島田静波線は赤字基調であり、バス事業者から単独継続困難との申し出があり、両路線とも国及び県の補助に加え、沿線市町で協調し路線の維持を支援している状況にある。

このため、既存の路線バスだけでは対応できない町内の移動、バス停から遠い地点とバス停とを結ぶ移動手段として、当町では吉田町全域と町外の一部を対象とした区域運行のオンデマンド型乗合タクシー「“ぎゅっと”カーよしだ」の運行を実施することにより、町内外への交通手段を確保するものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

“ぎゅっと”カーよしだ

- ・登録者数：1,900人（令和8年度）
- ・利用回数：6,800回（令和8年度）

吉田町地域公共交通計画 P17 参照

(2) 事業の効果

- ・既存の路線バスだけでは対応できない町内の移動、バス停から遠い地点とバス停とを結ぶ移動手段が確保される。
- ・地域間幹線系統路線バスとオンデマンド型乗合タクシーを連携することで、町全体の公共交通の利便性の向上や外出促進・地域活性化につながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・パンフレット、利用説明動画の作成（吉田町）
- ・地域の会合等での説明、スマートフォン操作説明会の開催（吉田町）
- ・福祉割引、通勤通学定期券利用者のバス乗継割引の導入（吉田町）
- ・回数券（一般・福祉・こども）の導入（吉田町）
- ・地域イベント等での利用促進（吉田町）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
吉田町が運行事業者に委託料を支払うため、費用の負担者となる。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
吉田町において登録者数及び利用者数の実績値を算出。地域公共交通会議において評価検証を行う。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表 5 のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

【令和６年度】

- ・ 令和６年５月28日 “ぎゅっと”カーよしだ会員登録者アンケート調査結果について
吉田町地域公共交通計画の進捗について
“ぎゅっと”カーよしだ令和６年度の取組
- ・ 令和６年10月７日 “ぎゅっと”カーよしだの緊急時対応について
“ぎゅっと”カーよしだの状況について
(通学通勤時の交通手段についてのアンケート結果・朝の運行方法、利用促進)
- ・ 令和６年12月26日 令和６年度“ぎゅっと”カーよしだの評価について
令和７年１月以降の“ぎゅっと”カーよしだの運行内容について
吉田町地域公共交通計画の変更について
- ・ 令和７年３月27日 “ぎゅっと”カーよしだについて
(会員登録者アンケート結果・令和７年４月以降の運行計画)
吉田町地域公共交通計画の変更について

【令和７年度】

- ・ 令和７年５月22日 “ぎゅっと”カーよしだの緊急時対応について
“ぎゅっと”カーよしだ令和７年度の取組
パブリックコメントの実施結果及び吉田町地域公共交通計画の改定案について

19. 利用者等の意見の反映状況

本計画の協議を行う吉田町地域公共交通会議には、自治会連合会、さわやかクラブ、教育委員会、社会福祉協議会等の代表者や関係者が参加している。また、会員登録者や通学・通勤でのバス利用が考えられる方へのアンケート調査、利用者や自治会等からの意見聞き取りにより地域停留所を追加するなど、利用者の意見は反映されている。

【通学・通勤時の交通手段についてのアンケート調査】

- ・ 実施時期：令和６年６月

- ・対象者：吉田町内に居住する高校生とその家族・町内に居住し、町内外へ通勤・通学する方
- ・調査方法：インターネット
- ・回収：294 件
- 【会員登録者アンケート調査】
- ・実施時期：令和 7 年 1 月
- ・対象者：“ぎゅっと” カーよしだの会員登録者
- ・調査方法：郵送調査（郵送回収）とインターネット調査の併用
- ・配布数：1,028 件
- ・回収：547 件（回収率：53.2%）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 榛原郡吉田町住吉 87 番地

（所 属） 吉田町企画課

（氏 名） 岩本 俊介

（電 話） 0548-33-2136

（e-mail） kikaku@town.yoshida.shizuoka.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。